

# 管理・監督者のための労務管理基本講座

職場の従業員の皆さんが、明るく生きがいをもって働けるように労働基準法は定められております。このためには、監督者や労務管理担当者が、正しい理解のもとに雇用契約や就業規則等を定め運用する必要があります。

労務関連知識は膨大ですが、重要で必要最低限なポイントだけをピックアップして集中的に講義いたします。また、社会保険の加入についても講義いたします。

開催日：7月12日（土）

時間：9：30～12：30

会場：茅ヶ崎市勤労市民会館3F

講師：社会保険労務士

対象：労務管理職・管理監督者

定員：20名（申込制・先着順）

費用：無料

申込：茅ヶ崎市勤労市民会館へ

申込期間：6月20日（金）～7月11日（金）



お問合せ  
お申込みは

茅ヶ崎市勤労市民会館  
0467-88-1331